

# 令和8事業年度事業計画

令和8事業年度において、当機構は、小型船舶の検査、小型船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出量確認及び小型船舶の登録に関する国の代行機関としての重要な役割を担っており、その役割の達成には健全かつ安定した業務運営の確保が必要であることを十分認識し、引き続き、業務の実効性の向上と効率的な実施の両立に努めるとともに、小型船舶の安全確保、小型船舶に起因する海洋汚染等の防止及び小型船舶を利用した諸活動の健全な発達に寄与するため、以下の事業を実施するものとする。

## 1. 業務の実効性の向上と効率的な実施の両立

令和7年度は、昨年度に引き続き、安全確保のための検査という意識を徹底するための取り組みを継続し、品質管理体制の強化、管区ブロック制度の下での支部間連携の強化、確実な旅客船検査実施のための旅客船検査員認定者の増強等とともに、遠隔検査等の新たな検査技術の検討等のICTを有効に活用できる環境整備に取り組んだ。

令和8年度は、小型船舶の安全確保のための検査を確実にするため、引き続き、確実な旅客船検査の実施を図るとともに、組織全体でPDCAサイクルの活用を浸透させ、継続的に業務改善できる体制の強化に取り組むことに重点を置く。また、限りある人的資源・経営資源を有効に活用するため、管区ブロック制度の下で支部間連携の強化や業務の効率的な実施に係る取り組みを継続するとともに、ICTを有効に活用できる環境を整え、遠隔検査等の新たな検査技術の確立や現場における業務処理の実現等により、これまでの業務モデルを変革し、業務の実効性を確保しつつ効率化を図る。

## 2. 国の代行機関としての業務

国の代行機関として、船舶安全法第25条の27に規定される業務を確実に遂行する。具体的には、次のとおり。

### (1) 検査検定業務

#### ① 検査検定等の業務

- (ア) 定期検査及び中間検査
- (イ) 臨時検査及び臨時航行検査
- (ウ) 予備検査
- (エ) 検定
- (オ) 準備検査
- (カ) 標準適合検査
- (キ) 性能鑑定
- (ク) 船舶検査証書の書換・再交付等
- (ケ) 船舶情報等の提供

- ② 検査検定等の業務の確実で円滑な遂行のための業務
    - (ア) 検査検定業務の実施方法の策定
    - (イ) 検査検定業務の内部監査及び監査結果等に基づく業務方法の見直し
    - (ウ) 研修や指導を含む職員の技量向上
  - ③ 検査検定業務に係る調査、企画等の業務
- (2) 原動機放出量確認等業務
- ① 原動機放出量確認等の業務
    - (ア) 原動機からの窒素酸化物の放出量の確認
    - (イ) 原動機取扱手引書の承認
    - (ウ) 国際大気汚染防止原動機証書の交付・書換等
    - (エ) 原動機放出量確認等に係る情報の提供
  - ② 原動機放出量確認等の業務の確実で円滑な遂行のための業務
    - (ア) 原動機放出量確認等の業務の実施方法の策定
    - (イ) 原動機放出量確認等の業務の内部監査及び監査結果等に基づく実施方法の見直し
    - (ウ) 研修や指導を含む職員の技量向上
  - ③ 原動機放出量確認等の業務に係る調査、企画等の業務
- (3) 登録測度業務
- ① 登録測度等の業務
    - (ア) 新規登録
    - (イ) 変更登録、移転登録、抹消登録その他の登録
    - (ウ) 総トン数の測度
    - (エ) 登録事項証明書等の交付
    - (オ) 現存船等への船体識別番号の打刻
    - (カ) 船舶番号用県名ステッカーの提供
    - (キ) 登録情報等の提供
  - ② 登録測度等の業務の確実で円滑な遂行のための業務
    - (ア) 登録測度の業務の実施方法の策定
    - (イ) 登録測度事務の内部監査及び監査結果等に基づく実施方法の見直し
    - (ウ) 研修や指導を含む職員の技量向上
  - ③ 登録事務支援センターの活用の促進
  - ④ 登録測度業務に係る調査、企画等の業務
- (4) 調査、試験及び研究等の業務
- ① 社会的要請により緊急に対応が必要な調査研究